

経営継続補助金のご案内

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援します。



【提出期限】令和2年7月17日(金)

※申請には支援機関に計画の確認を受ける必要があります。
期限までに支援機関に申請書類を提出してください。

【実施期間】令和2年5月14日(木)～12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

事業要件

対象者

農業を営む個人または法人（農事組合法人、株式会社等）
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助上限

150万円

(1)と(2)の合計

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営の継続計画に基づいて実施する経営維持の取組

①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進など

★補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」に充てる必要があります。
《想定される活用例》

- ・作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入
- ・人と人との接触機会を減らす販売方法の開始
- ・作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペースの統合やレイアウト変更 など

補助率：定額 上限：50万円

(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく感染防止対策の取組

- ・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

◇生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能です

(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

【支援機関及び問い合わせ先】

◆「みなみ信州農業協同組合」組合員の方

JAみなみ信州営農企画課 0265-52-6644 または各支所営農課

◆「下伊那園芸農業協同組合」組合員の方

下伊那園芸農業協同組合 0265-22-2000

◆上記以外の方

南信州地域振興局農業農村支援センター 0265-53-0413
0265-53-0436